

くり返すな冤罪！

市民集会Ⅱ

検察は再審を妨害するな！

日時

6月21日(木) 18時30分 開会

会場

文京区民センター 3A 会議室

資料代 500円

講演

再審開始決定に対する検察官の上訴は許されるのか？



井戸 謙一 弁護士

(湖東記念病院人工呼吸器事件主任弁護士 元裁判官)

特別
報告

袴田事件弁護団、袴田巖さん(予定)、姉・秀子さん

当事者
アピール

西山美香さん(湖東記念病院人工呼吸器事件再審請求人)

青木恵子さん(東住吉えん罪事件青木国賠訴訟原告)

弁護団
報告

松橋事件弁護団報告

大崎事件弁護団報告

北陵クリニック事件・支援者の訴え

トーク
と歌

鴨志田祐美さん and 櫻井昌司さん

(大崎事件弁護団事務局長)

(布川事件えん罪被害者)

主催：「くり返すな冤罪! 市民集会Ⅱ」実行委員会

再審の扉は、「針の穴にラクダを通す」ほど困難と言われる重い扉です。この重い扉をやっと開いても、検察が再審開始（裁判のやり直し）決定に不服を申し立てること（抗告）が許されています。そのため、検察が不服を申し立てると、さらに裁判のやり直しをするか否かの裁判を行うことになり、何年も裁判が引き延ばされ、冤罪の救済が遅くなります。

現在、滋賀・湖東記念病院人工呼吸器事件、熊本・松橋事件、鹿児島・大崎事件が、検察の特別抗告によって、最高裁に係属しています。大崎事件の原口アヤ子さん（90歳）は、3度も再審開始決定を勝ちとったにもかかわらず、検察官の不当な抗告によって再審の開始が引き延ばされています。いつまで苦しめるのでしょうか。

欧米では、再審開始決定が出れば、検察官は上訴することが禁止され、無実の人は救済されます。日本でも、検察官の再審開始決定に対する抗告を禁止すべきです。

一日も早く無実の人を救うために、再審のあり方について考えてみたいと思います。

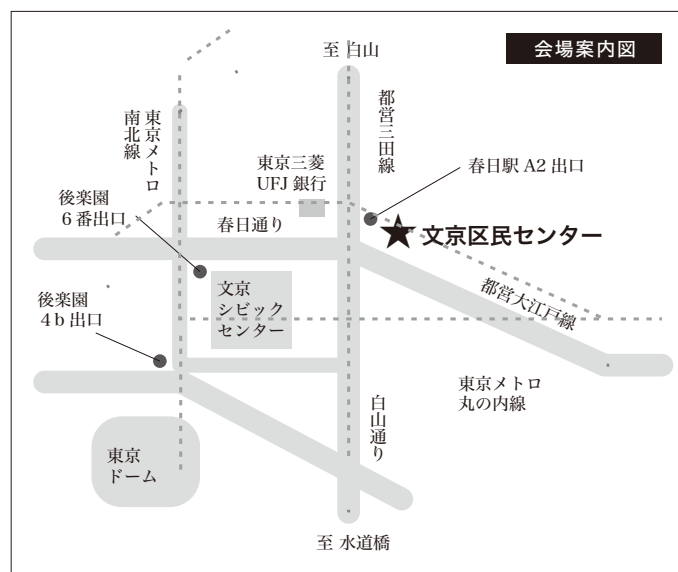
多くの方のご参加をお願いします。

講演者プロフィール

井戸謙一（いど・けんいち）

1954年、大阪生まれ。東京大学教育学部卒業。75年司法試験合格、司法修習生（修習期31期）、79年裁判官任官。大阪高裁で勤務。2011年、裁判官依願退官。2011年滋賀弁護士会に弁護士登録。

金沢地裁の裁判長として、2005年、住民基本台帳ネットワークシステム差止等請求事件で、住基ネットによるプライバシー権の侵害を認め、住基ネットからの離脱を認める判決。2006年には、志賀原発2号機の運転を差し止める判決。



文京区民センター 2A(2階) 〒113-0033 東京都文京区本郷 4-15-14
・東京メトロ(丸ノ内線・南北線) 後楽園駅より徒歩6分
・都営地下鉄(三田線・大江戸線) 春日駅より徒歩2分
・JR(中央・総武線) 水道橋駅より徒歩10分

主催：「くり返すな冤罪！市民集会Ⅱ」実行委員会

構成団体（順不同）：再審えん罪事件全国連絡会／日本国民救援会中央本部・東京都本部・埼玉県本部・千葉県本部・神奈川県本部／原口アヤ子さんの再審を勝ちとる首都圏の会／えん罪・名張毒ぶどう酒事件・東京の会／袴田巖さんの再審を求める会／なくせ冤罪！市民評議会／布川国賠を支援する会／仙台北陵クリニック・筋弛緩剤えん罪事件無実の守大助さんを守る東京の会・同千葉守る会、小石川えん罪事件の再審を支援する会、えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会（5月15日現在）

連絡先：実行委員会事務局（日本国民救援会中央本部内） TEL 03-5842-5842 FAX 03-5842-5840